

## 令和3年度「EMS用機器（デジタコ）」導入助成制度のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

### 1. 申請受付期間

#### (1) 1次受付期間 令和3年7月1日～令和3年7月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1機未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、令和2年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

#### (2) 2次受付期間 令和3年8月1日～令和3年12月24日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

**\*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

### 2. 申請対象者

(1) 令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に、新品機器を購入またはリースあるいは割賦販売で装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

### 3. 対象装置・車両

(1) エコドライブの実践に効果のある EMS用機器（デジタコ）

(2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

### 4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1機当たり） 導入費用の2分の1（一体型は4分の1）で限度額は、次のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

① 車載器1機当たり……………40,000円（1会員事業所6機まで）

② 事務所機器1機当たり…50,000円（1会員事業所1機まで）

カードリーダー・解析ソフト（メモリーカードでデータを解析するソフト等に限る。インターネット用解析ソフト等は除く。）でインストール費用等は除く。また、ドライブレコーダー助成金との併用は出来ません。

(2) 予算枠 240万円

### 5. 申請時提出書類

① EMS用機器導入促進助成金交付申請書（様式1）

② 導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量  
金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

### 6. 交付決定日

EMS用機器導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

### 7. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

**最終報告期限：令和4年2月15日（火）**

提出書類

① EMS用機器導入助成事業実績報告書（様式3）

② EMS用機器装着証明書（様式4）

③ 請求書（写）…EMS機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④ 領収書（写）…請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合もディーラーが発行したリース会社等宛の領収書が必要です）

⑤ 装着車両の自動車検査証（写）

⑥ リース契約書等（写）…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑦ 割賦販売契約書（写）…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

8. 申請をされる方は、EMS用機器導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

# EMS用機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
改正 令和3年5月21日

## (目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)の普及を図るため、EMS用機器の導入に対して助成金を交付する。

## (対象機器)

第2条 助成の対象となるEMS用機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器(以下「車載器」という。)と解析ソフト等事務所機器(以下「事務所機器」という。)とし片方のみの助成も可とする。ただし、タコグラフの作成に必要な最低限の機器とする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品車載器・事務所機器(以下「機器」という。)を現金もしくは割賦販売での購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)の、その際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対し助成を行う。

## (装着対象車両)

第4条 車載器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

## (助成金の交付額)

第5条 1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の2分の1とし限度額は、次の各号のとおりとする。  
ただし、千円未満は切捨てとする。  
また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。  
①車載器は、1機当たり40,000円を限度とする。  
②事務所機器は、1機当たり50,000円を限度とする。  
2 デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有する一体型の場合は、EMS用機器導入促進助成金とドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金の両方の助成金を交付する。  
この場合の本要綱による1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の4分の1とし、限度額は前第1項第1号および第2号のとおりとする。  
ただし、千円未満は切捨てとする。  
また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

## (助成の上限台数)

第6条 1会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

## (交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「EMS用機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。  
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。  
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

## (交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2の「EMS用機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。  
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、機器の導入が完了したときは、様式3の「EMS用機器導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)および様式4の「EMS用機器装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第11条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第12条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成18年8月1日より施行する。

平成19年5月11日 一部改正(平成19年5月11日施行)

第2条第1項・2項、第3条、第5条、第10条

平成20年7月10日 一部改正(平成20年7月10日施行)

第2条第1項、第5条

平成22年7月7日 一部改正(平成22年7月7日施行)

第5条第2項

平成24年6月29日 一部改正(平成24年6月29日施行)

第2条第1項、第3条、第5条第1項第1号、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条

平成25年5月13日 一部改正(平成25年5月13日施行)

第1条、第3条、第5条第1項第1号

平成26年3月18日 一部改正(平成26年4月1日施行)

第2条、第5条第1項第1号、第12条

平成29年3月22日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第12条、第13条

平成31年3月27日 一部改正(平成31年4月1日施行)

第10条

令和3年5月21日 一部改正(令和3年4月1日施行)

第5条